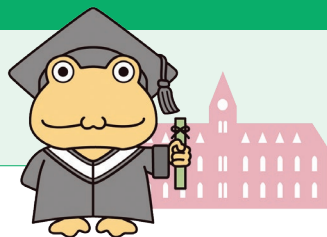


貸付事業のご案内

教育貸付けのご案内



年明けは、いよいよ受験シーズン本番です！

今回は、入学金や授業料など高額な教育資金の一括支払いに利用できる「教育貸付け」のご案内です。

対象者

組合員、被扶養者、子、孫、兄弟姉妹

利率 ▶▶ 年1.32% (令和2年12月末現在)

対象教育機関

学校教育法で規定する教育機関(高校、高専、大学、大学院、専門学校等)またはそれに準ずる外国の教育機関(修業年限が1年以上)

(※) 幼稚園、小・中学校は対象外です。カリキュラム上必須である短期留学やホームステイの費用は貸付けの対象となります。

対象費用

貸付日から概ね1年以内(入学する学校の修学年度ごと)に必要な下記の費用。

- ・対象教育機関に入学または修学するための資金(入学金、授業料、(購入が必須である)制服代や教材費等)
- ・修学するための家賃、引越代や通学するための交通費(通学定期券代など)等
- ・償還中である民間金融機関などの教育ローンからの借換え費用(対象教育機関に在学中のみ受け付けいたします。残高証明書を添付してください。) ➡ なお、教育カードローンからの借換えはできません。

貸付限度額

550万円(貸付額は、必要額以内の10万円未満を切り捨てた額となります。)

償還回数

250回以内(毎月の給与からの控除となります。100万円以上の借入れの場合は、ボーナス併用償還ができます。)

(※)退職までの期間に関係なく償還限度回数を設定できます。退職時に未償還元金が残っている場合は、退職手当から控除します。

その他

[団体信用生命保険について] 万が一のときに安心な「団体信用生命保険」に加入できます。加入希望の場合は、申込書を貸付担当に請求してください。

[借換えについて] 授業料等の支払期日に合わせて、償還中にその都度、借換えをすることができます。



Q & A

Q1 子どもが大学に合格しました。入学時に4年間分の学費の貸付けを受けられますか？

A1 教育貸付けの対象は、当該年度にかかる資金が対象となりますので、1年次に必要となる費用のみになります。2年次以降の教育資金は、支払期日に合わせて、その都度借換えができます。

Q2 1年浪人することになり予備校へ通うことになりましたが、予備校の授業料も対象となりますか？

A2 学校教育法で規定する専修学校で、修業年数が1年以上ある予備校であれば教育貸付けの対象となります。ただし、長期休暇期間中の集中講習や単科講座のみを受講する場合は対象となりませんので、一般貸付けをご利用ください。

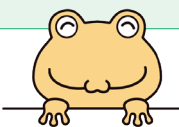
Q3 入学試験のための受験料・旅費・宿泊費は対象となりますか？

A3 教育貸付けは、入学または修学するための費用が対象となるため、入学の前段階である受験に伴う費用については対象外となりますので、一般貸付けをご利用ください。

Q4 部活やサークル活動などにかかる費用は貸付けの対象となりますか？

A4 通常、部活やサークルの加入は任意であるため、教育貸付けの対象となりませんので、一般貸付けをご利用ください。ただし、スポーツ推薦など部活に加入することが義務付けられている場合は教育貸付けの対象となります。対象となる費用は道具代、遠征にかかる費用等です。

繰上償還の手続のご案内



今年度の受付日程

回	貸付申込受付期間	納付月 (納付期限)	最終控除
⑩	12月11日(金)～1月8日(金) ※3月末退職者最終受付	2月19日(金)	2月
⑪	1月12日(火)～2月10日(水)	3月19日(金)	3月

一部繰上償還の場合は、現在の償還方法が、毎月償還のみの場合は10万円以上、ボーナス併用償還の場合は20万円以上からです。

繰上償還は、元金の償還に充てられますので、その分の利息軽減効果があります。

繰上償還に係る手数料はありません。

なお、繰上償還については、給与控除や口座引き落としはできませんので、東京支部から送付する振込依頼書により振込をお願いします。

★ネット振込はできません。

退職・異動(転出)に伴う退職手当からの控除とその手続について



Q1 退職時に未償還元金がある場合は、どのようになりますか？

A1 退職手当から全額控除します。(定年・勤奨・普通退職者)

Q2 退職手当から控除される未償還元金額は、何を見れば確認できますか？

A2 平成30年1月の利率改定時に配布した償還表または貸付決定時に送付される償還表で確認できます。償還表の「2021年3月」未償還元金の欄の金額に、退職手当が支給される月までの月当たりの利息を加えた金額となります。

Q3 退職手当から控除する場合、手続は必要ですか？

A3 **教育庁人事部の教職員給与システム電算内組合員(小・中・都立学校および学校支援センターの教職員ならびに教育庁および各事業所の指導主事)の方は、手続の必要はありません。**

◎ただし、下記のいずれかに該当する方は、別途手続が必要になります。2月中旬に所属所宛てに退職・異動(転出)に関する調査を行いますので、所属所の事務担当者にお申出ください。

- 1 退職手当から未償還元金全額が控除できないと見込まれる場合
- 2 区立幼稚園、東京都立大学法人、関東中央病院および公立学校共済本部・東京支部に勤務している方が、退職または異動する場合
- 3 都職員共済組合の貸付金を償還をしている方で、異動または退職する場合
- 4 都を退職して他県(他支部)で引き続き採用される場合

- 5 都職員共済組合または市町村職員共済組合へ異動する場合
即時償還となります。ただし、「徴収嘱託願」を提出していただくことにより、徴収嘱託制度を利用できます。
- 6 国家公務員共済へ異動する場合
即時償還となります。ただし、住宅・教育貸付けの借受者で団信に加入している場合は、東京支部で引き続き償還ができます。

Q4 退職手当から未償還元金が控除された後に通知はありますか？

A4 4月支給退職手当から控除されたときは、5月末ごろ退職時の所属所を経由し貸付借用証書を返却します。

Q5 退職後に再任用で引き続き勤務する場合は、償還を続けることはできますか？

A5 退職手当が支給された時点で、退職手当から未償還元金を全額控除しますので、再任用の給与から公立学校共済組合の償還金を控除することはありません。

●ご不明な点は、貸付担当にお問合せください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎03-5320-6823